

随意契約の公表について(平成19年度7～10月分)

平成19年10月31日 公表

美術館名	契約に係る工事,物品又は役務等の名称	数量	契約締結日	契約の相手方について		契約金額	随意契約によることとした理由
				住所	氏名		
東京国立近代美術館	35mmスチーンバックST3511型3号機の改造作業	1式	平成19年7月3日	東京都北区堀船3-42-13	ラボック社	1,786,995	会計規則第23条1項1号適用
京都国立近代美術館	「カルロ・ザウリ」展出品作品運送等請負	1式	平成19年8月3日	京都市伏見区横大路芝生10-1	ヤマトロジスティクス(株)美術品京都営業所	4,353,636	会計規則第23条1項1号適用
国立西洋美術館	国立西洋美術館本館建造物の価値評価に関する報告書の作成	1式	平成19年7月17日	東京都港区芝5-26-20	(社)日本建築学会	2,500,000	会計規則第23条1項1号適用
国立西洋美術館	常設展展示替え作業	1式	平成19年8月10日	東京都中央区新川1-1-5	日本通運(株)関東美術品支店	1,747,400	会計規則第23条1項1号適用
国立新美術館	SKIN+BONES 1980年代以降の建築とファッション展における海外作品の返却運送及び撤収	1式	平成19年8月10日	東京都江東区東雲二丁目2番3号	ヤマトロジスティクス株式会社美術品東京営業所	8,299,503	会計規則第23条1項1号適用

公表対象とする随意契約は、当該契約の予定価格が250万円(工事又は製造)・160万円(財産)・80万円(物件借入)・50万円(財産売却)・30万円(物件貸付)・100万円(その他)を超えるものである(ただし、美術作品及び映画フィルムを除く)。